

4 1 微小粒子状物質（PM_{2.5}）及び光化学オキシダント対策の推進について

(環境省)

【内容】

- (1) PM_{2.5}及び光化学オキシダントについて、広域的な高濃度現象等の発生機構や、多岐にわたる発生源の実態等の解明を行い、環境基準の達成及び健康影響の未然防止に向けた効果的な原因物質削減対策の推進を図ること。
- (2) PM_{2.5}及び光化学オキシダントについては、国内発生源だけでなく、大陸からの越境大気汚染の影響も示唆されていることから、共同研究や技術協力により関係国と連携した取組を行うなど効果的な対策を進めること。
- (3) 自治体が行うPM_{2.5}をはじめとした大気汚染物質に係る常時監視に対して財政支援を講ずること。

(背景)

- PM_{2.5}は、浮遊粒子状物質（SPM）に比べ粒径が2.5μm以下と小さいため、より健康への影響が懸念される。そのリスク低減を図り、さらなる健康の保護を目指すため、その効果的な削減対策が急務となっている。
- 全国的にも高濃度が観測され、道府県により注意喚起がなされるとともに、本県においても平成26年3月18日に県内で初となる注意喚起情報を尾張区域と西三河区域に発令したところである。
- PM_{2.5}及び光化学オキシダントについては、広域的な高濃度現象などの発生機構が十分に解明されておらず、効果的な原因物質の対策が示されていないことから、環境基準の達成率は極めて低い状況にある。
- 環境基準の早期達成及び健康影響の未然防止に向けて、これらの物質の発生機構の解明、原因物質削減対策への積極的な取組などが必要であり、中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質専門委員会で、微小粒子状物質の国内における排出抑制策のあり方について検討がなされているところである。
- また、国の専門家会合などで大陸からの越境汚染の影響も示唆されており、国内対策のみならず大気汚染に関する国際協力を推進する必要がある。
- PM_{2.5}を始めとする大気汚染物質について、精度の高い常時監視を行うためには、こまめな定期点検や老朽化した測定機の計画的な更新が必要であることから、これらに係る経費については、国による十分な財政支援が必要である。

(参 考)

◇ 本県におけるPM_{2.5}の環境基準達成率の状況

		年 度	23	24	25	26
一般局※	年度末測定局数		8	18	38	40
	有効測定局数		3	15	20	37
	達成測定局数		0	6	2	8
	達成率 (%)		0	40	10	22
自排局※	年度末測定局数		4	7	15	15
	有効測定局数		1	7	12	15
	達成測定局数		0	1	0	4
	達成率 (%)		0	14	0	27

注 23年度から常時監視を開始している。

※ 一般局：一般環境大気汚染測定局の略。自排局以外の大気汚染測定局。

※ 自排局：自動車排出ガス測定局の略。自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気状況の常時監視を目的に設置された測定局。

◇ 本県における光化学オキシダントの環境基準達成率の推移

		年 度	22	23	24	25	26
一般局	有効測定局数		62	62	62	62	63
	達成測定局数		0	0	0	0	0
	達成率 (%)		0	0	0	0	0
自排局	有効測定局数		11	11	11	11	11
	達成測定局数		0	0	0	0	0
	達成率 (%)		0	0	0	0	0

◇ 本県における光化学オキシダントの年平均値の経年変化

